

新型コロナウイルス関連情報（9月6日現在）

○日本入国のためのワクチン接種証明書の見直し

1 8月25日付の広域情報にて既にご連絡しましたとおり、日本政府が有効と認めるワクチンを3回目接種済であることの証明書を所持する人は、搭乗する航空機の日本への到着予定時刻が9月7日（水）午前0時（日本時間）以降の場合、「出国前72時間以内の検査（陰性）証明書」の提出は不要になります。

2 有効なワクチン接種証明書を所持していない人は、引き続き出国前72時間以内の陰性証明書の提出が必要ですので、ご注意ください。

有効なワクチン接種証明書等については、以下のリンク先をご参照ください。

出国前検査証明書（厚労省 HP）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

日本政府が定めたワクチン：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

「水際対策強化に係る新たな措置」のQ&A（厚生労働省 HP）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000945020.pdf>

ファストトラック：

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

○ミクロネシアの入国情報について

1 ミクロネシアの3州（ポンペイ州、コスラエ州、ヤップ州）の渡航要件が緩和されました。現在、同3州への入国者数の制限および入国後の待機等の規制は設けられていません。

2 チューク州は、11月1日に国境を開放するとの報道発表がありました。なお、国境開放以前に同州に入国する場合は、到着する航空機1機にあたり乗客数66人までとの制限があります。また、入国後は、同州が指定した滞在先での強制隔離があります。

（*同州は現時点では未だ新型コロナウイルスの市中感染は確認されていません。）

なお、当館ホームページのミクロネシア出入国情報詳細をご覧ください。

https://www.micronesia.emb-japan.go.jp/itpr_ja/immigration_info.html